

# 次期和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 策定方針

## 1. 計画策定の背景

- 日本の総人口は 2008 年をピークに減少に転じ、長期の人口減少過程に突入。少子高齢化は依然として進んでいる状況。
- 「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」によると、65 歳以上の高齢者人口は、「団塊の世代」が 65 歳以上となった 2015 年で 3,387 万人（高齢化率 26.6%）、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年には 3,652 万人（高齢化率 29.6%）に達し、2043 年にピークを迎えると推計。
- そのほか、ひとり暮らし高齢者世帯の増加をはじめ、医療・介護を必要とする高齢者の増加、介護保険サービスの増大、要介護者及びその家族を支える福祉の担い手及び介護人材不足など、様々な問題・課題がある。
- 国は、すべての高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築、そしてそのさらに先にある地域共生社会の実現が必要であるとし、各市町村（保険者）がその地域の特性に応じた様々な施策・事業を展開することが求められている。
- 次期「和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下、「第 9 期計画」という）は、これまでの和泉市の取組等の点検・評価を行いつつ、次期高齢者計画に必要な新たな視点（国の基本指針）を取り入れながら、めざすべき方向を明確にした上での新たな計画づくりが必要。

## 2. 第 9 期計画の概要（法的根拠、計画期間等）

- 第 9 期計画は、2040 年を見据えた計画（地域包括ケア計画と位置づけられる）。
- 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく市町村老人福祉計画で、高齢者施策全般に関する方針・施策等を定めるもの。
- 介護保険事業計画は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく市町村介護保険事業計画であり、厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」などに則して策定するもので、介護保険サービスや地域支援事業のサービスの必要量とその確保の方策を定めるもの。
- 第 9 期計画の期間は、2024 年度（令和 6 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）まで。

2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
第 8 期計画			第 9 期計画			第 10 期計画		

### 3. 第9期計画の協議の場

- 第9期計画は、和泉市介護保険条例による「和泉市介護保険運営協議会」の意見を聴きながら策定。

### 4. 計画策定にあたっての基本的な考え方

- 「国の基本指針」及び「府の基本的な考え方」を踏まえつつ、和泉市として課題を整理し、施策の方向性として明記する。
- 和泉市としてめざすべき姿を描き、その姿を達成するためのプロセスを描きながら、一步一步着実に進める計画とする。(ロジックモデルを用い、道筋と評価指標、PDCAを明確にする)
- サービス利用状況等を分析した上で、適正保険料を算出する。
- 施策の方向性を明記するための課題等を整理するため、市民アンケート及び事業者アンケートを実施。
- 施策の結果(アウトプット)が成果目標(アウトカム)に対しての効果について検討する。
- 施策の結果を達成するためのインプットとして、関連事業の活動指標を設定する。
- 成果目標等に対する進行管理を和泉市介護保険運営協議会で行うことにより、PDCAサイクルの実効性を確保する。

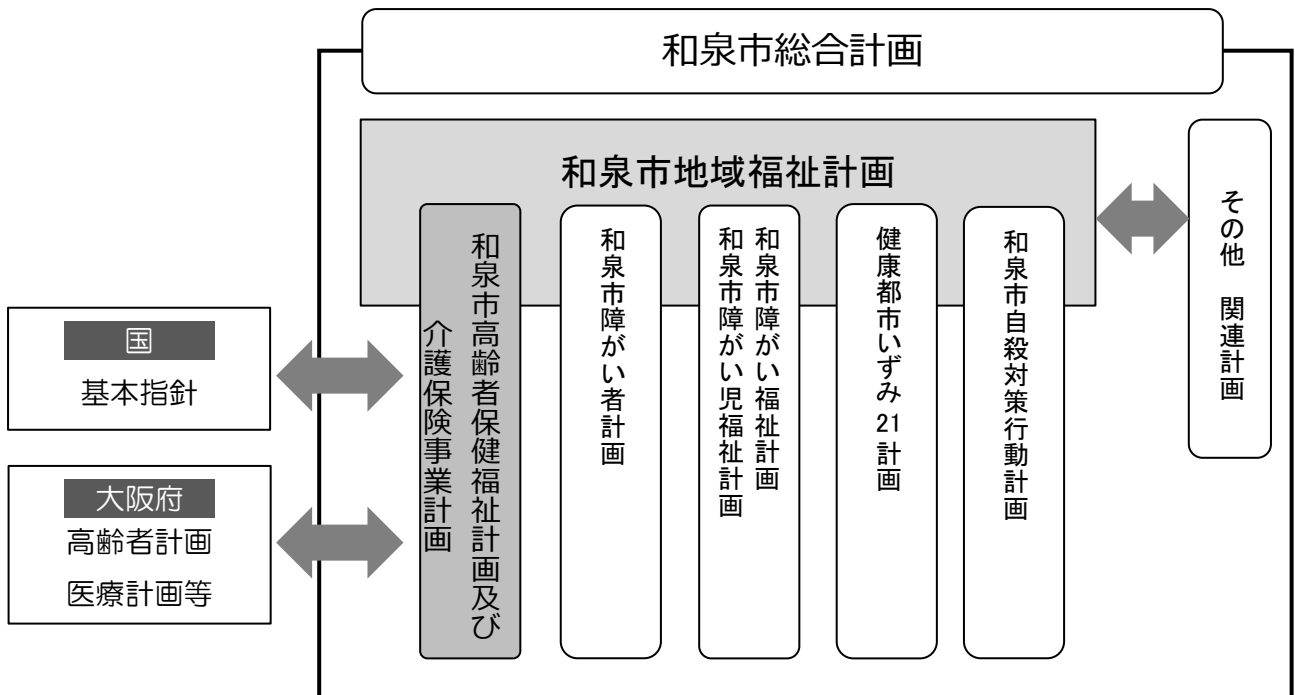
#### ※ロジックモデルについて

事業の立案や評価を行う際に用いられる枠組み・考え方の一つで、「こうしたら(施策の結果＝アウトプット)」「こうなった(結果から得た成果＝アウトカム)」という因果関係を順番に考えていき、最終的な成果までを段階的に発展させて示した論理構成図。計画策定においては、最終アウトカムを定めることから始め、これを達成するための中間・初期アウトカムを定め、さらにそれらを達成するための各施策・活動を定め、それらを施策の結果(アウトプット)とする。

## 5. 第9期計画の位置づけ（他計画との関連）

○第9期計画は、「和泉市総合計画（2016年～2025年）」を最上位計画に位置づけるとともに、福祉の上位計画として位置づけられた「和泉市地域福祉計画」をはじめ、その他の関連計画と整合を図り、策定。

○大阪府の「大阪府高齢者計画」や「大阪府医療計画」等、大阪府計画との整合性を図る。



## 6. 第9期計画の構成

### 第1章 計画策定の趣旨

○目的、背景 ○計画の位置づけ ○計画期間 等

### 第2章 第8期計画の評価

○第8期計画期間における取組状況等の評価を実施

### 第3章 計画の基本的な考え方

○基本理念の設定 ○基本目標の設定 ○施策体系

### 第4章 施策事業の推進

○第3章で定めた基本理念、目標を達成するための施策を明記  
※ロジックモデルを用い、目標達成に向けたプロセスを明確に

### 第5章 サービス量の見込み

○第9期期間におけるサービス量、介護保険料等を算出  
※サービス利用状況等を分析した上で、適正保険料を算出

### 参考資料、資料編

○統計分析結果 ○調査結果 ○策定経過 ○協議会規則 等

## 7. 本計画における本市の成果目標について

- ロジックモデルにより定めたアウトカムの達成状況を、アンケートや統計等を用いて検証する。
- 特に、最終アウトカムの達成状況の割合の上昇をめざす。
- 施策の結果（アウトプット）が成果目標（アウトカム）に対しての効果について検討する。
- 事業の効果や必要性を客観的に検証し、軌道修正する。